

集まれなくても つながる活動に 助成します！



“密”を避けながら
“今”できることをしよう！

集まれなくても
ぼくたちの絆は
変わらないワン！

対象
団体

北区内の自治・町内会

事業
例

- ① 高齢者や子育て世帯等見守りが必要な世帯に対する、電話、FAX、文書、訪問等による、安否確認や住民同士の繋がりを維持する活動
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連する予防等の周知・啓発活動
- ③ その他、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに始めた、住民同士の交流を深め、維持する活動（裏面Q&A参照）

助成
内容

【助成対象経費】：事業費全般
【助成額】：10,000円
【助成回数】：令和3年度内1回
【対象期間】：令和3年4月～令和4年3月まで
【その他】：通常の『地域ふれあい事業』は、今までどおり
申請可能（年2回）



★★ 申請前に北区社会福祉協議会にご連絡ください ★★

お願い

住民の皆さまから生活上の困りごとを聞かれたときには、
北区社会福祉協議会や各種支援機関へご相談ください。



※ 当事業は、皆さまよりご協力いただいております、
「北区社会福祉協議会 会員会費」を財源として実施いたします。

新型コロナウイルス感染関連

地域ふれあい事業 拡大助成 Q & A



Q : 見守り活動をする場合の対象者の基準は自治・町内会の判断でよいのか？

A : 対象者の基準は各自治・町内会でご判断ください。

Q : 毎月定例で発行している自治会広報誌に新型コロナウイルス感染予防の記事を載せたり、厚生労働省等のチラシを印刷し各戸に配布しても対象となるか？

A : 対象となります。

Q : 事業例③の、「その他、新型コロナウイルスの影響により新たに始めた、住民同士の交流を深め、維持する活動」とは？

A : 例① : 子ども会で手作りマスクを作成し高齢者宅に配付する。

例② : ラジオ体操の放送時間に玄関前で、各々ラジオ体操をするように住民に呼びかけ実施した。

例③ : SNSを活用した活動。

Q : 訪問活動を実施してもよいのか？

A : 訪問活動を実施する場合、訪問前後の手洗い、咳エチケット、マスクの着用、訪問者の体調管理等の感染予防対策を取ったうえで、訪問者は玄関内に入らない、屋外と屋内での対応など、“密”な状態にならないように注意してください。

Q : かかった経費に関する領収書は必要か？

A : 必要ありませんが、「申請書兼報告書」には、活動回数の記入や活動内容がわかる資料（啓発用のチラシ等）の添付をお願いします。

Q : 終了した活動でも申請できるか？

A : 申請できます。北区社協にご連絡の上、申請書兼報告書をご提出ください。

年度当初に各自治・町内会に配付しました、「令和2年度 助成事業のてびき」に掲載しております、[なじらネットワーク事業] [緊急情報キット配布事業]も、併せてご活用ください。

